

# 東京 屋敷林ネットワーク 会則

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 この組織の名称を 「東京 屋敷林ネットワーク」 と称す。

### <屋敷林>

第2条 ここでいう屋敷林とは、別に定める内容（後記）を基本とし、面積規模を要件としない宅地内の緑を言う。

### <事務所>

第3条 この組織の主たる事務所を 当面の間、千葉県柏市豊四季294-40 に置く。

### <目的>

第4条 東京都内の屋敷林の保全に賛同する所有者、協力者等がネットワークを築き上げることで、相互の懇親を深めるとともに、維持管理や活用策、次代への継承策などについて、学習と情報交換を活性化し、東京に残された希少な緑の保全につなげることを目的とする。

### <活動>

第5条 この組織は、第4条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

#### ①情報交換

今日の屋敷林等の話題、問題を共有するため、会員間や行政、環境貢献企業との情報交換の場を設ける。

#### ②学習会

特別講師を招聘し、屋敷林に関わる掘り下げた知識を学び合う場を設ける

#### ③懇親会

会員間の懇親を深め、緩やかで新しいネットワークを育てるための機会を設ける。

#### ④協力とサポート

自治体の緑の保全策の立案に協力し、会員所有の屋敷林保全策について共助互恵の精神のもと、必要な協力とサポートを行う。

#### ⑤調査・研究

屋敷林の価値を高めていくため、都市計画、環境、文化財、コミュニティガ

ーデン、税制、基金、セキュリティ等様々な視点から調査・研究を行い、会員に提供すると共に、必要に応じて学会・専門誌等に発表する。

⑥屋敷林の認定

屋敷林を社会において特別に価値のある存在としていくための、認定システムを開発・構築する。

⑦企画事業

会員の屋敷林等を再認識する見学ツアー、保全の意思を明示するシンボルガジェットの設置運動、地域での落ち葉掃き運動、写真展など、屋敷林等や取り巻く環境を見直し、重要性や希少性を訴えるための企画を実施する。

⑧普及拡大事業

ホームページやニュース、様々なツールによる情報を発信すると共に、会員のもつネットワークや個別情報を開拓して新会員の拡大を図る。

⑨収入事業

屋敷林等に関わる啓発を行い、会の運営に資するため、ガイドブック、冊子等の販売、有償の講演、講師活動、イベント等での有料収入事業を行う。

## 第2章 会員等

### <会員の種類>

第6条 この組織の会員は、次の4種とする。

- (1) 屋敷林所有者会員 この組織の目的に賛同する屋敷林所有者と同居する親族
- (2) 協力会員 この組織の目的に賛同し、事務局活動に協力する個人
- (3) 賛同会員 この組織の目的に賛同し、会費等をもって協力する個人
- (4) 団体会員 この組織の目的に賛同し、会費や活動等をもって協力する団体と企業

### <顧問>

第7条 本会に一定の学識を有する複数の顧問を置くことができる。顧問は、目的を達成するために、組織に対し必要な助言、支援を行う。

- 2 顧問は総会における議決権を有する。

### <サポーター>

第8条 会員とは別に、この組織の目的に賛同し、各地域においてイベント等の不定期の行事に助力するサポーターの制度を設ける。

#### <入会と退会>

第9条 この組織への会員としての入会は、別途に定める入会申込書により、組織代表に対して申し込む。

- 2 入会の可否は、正当な理由をもって代表が判断する。
- 3 退会・会員の喪失は、退会の意思を文書で表明した時、死亡・失踪宣告を受けた時、団体が消滅した時、長い間会費を納入しない時、その他社会的正義に反する行為を認めた時に発効する。

#### <会費>

第10条 会員は、以下の会費を年度初めに納入しなければならない。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 屋敷林所有者会員 | 3 0 0 0 円／年   |
| (2) 協力会員     | 1 5 0 0 円／年   |
| (3) 賛同会員     | 1 5 0 0 円／年   |
| (4) 団体会員     | 1 0 0 0 0 円／年 |

#### <寄付金>

第11条 組織は、この組織の目的に賛同した個人、団体、法人から寄付金を受け入れることができる。

#### <会費等の不返還>

第12条 既に納入した会費及び寄付金は、返還しない。

### 第3章 役員等

#### <種類及び定数>

第13条 この組織に以下の役員並びに臨時職を置く。

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 代表 (組織を代表し、業務を総括する)                          | 1 人         |
| (2) 幹事 (協力会員のうち、代表と共に会の運営を連携して行う)                | 2 人以上 4 人以下 |
| (3) 会計監事 (会計を監査し、意見を述べる)                         | 1 人         |
| (4) 臨時幹事 (協力会員のうち、臨時職として特定の企画活動について一定期間、代表を補佐する) | 適宜          |

#### <選任等>

第14条 組織代表が調整し、総会の同意を得て選任する。法的、社会的に正当な理由による解任も同様とする。

<報酬>

第15条 代表、顧問、幹事、臨時幹事、会計監事は、無報酬とする。

<事務局及び職員>

第16条 この組織に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、総会の同意を得て、代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

## 第4章 総会及びコア会議

<開催>

第17条 総会は毎年1回、会計年度末に開催する。招集は組織代表が行う。

<構成>

第18条 総会は役員、会員、顧問をもって構成する。

<権能>

第19条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画並びに収支予算・決算
- (4) 役員選任、解任の同意
- (5) 会費の額
- (6) その他、運営に関する重要な事項

<総会の運営>

第20条 総会の議長ほか、運営に必要な職はあらかじめ会員の中から選定する。

- 2 総会は会員の3分の1以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 会則の変更は、総会に出席した会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 4 組織の解散は、会員の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- 5 総会に出席できない会員は、議長並びに他の会員を代理として表決を委任することができる。この場合、委任したものは総会に出席したものとみなす。

<コア会議>

第21条 組織活動の重要事項を検討するため、代表、顧問、幹事、会計監事で構成する

- コア会議を設ける。
- 2 会議は、必要に応じて代表が招集する。

## 第5章 会計

### ＜会計年度＞

第22条 組織の会計年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

### ＜収入の構成と区分＞

第23条 組織の収入は、以下の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 財産から生じる収入
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 助成金
  - (6) その他の収入
- 2 会計はその性格に分けて表記し、経理する。

### ＜予算・決算＞

第24条 組織の事業計画、これに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 組織の事業報告、収支決算は会計年度内に、会計監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 解散

### ＜事由＞

第25条 組織の解散は、以下の事由による。

- (1) 会の運営が事実上できなくなった時
- (2) 重大な過失など、社会に反する事態が発生した時
- (3) 会員数の維持が困難になった時
- (4) その他、組織の存続が合理的と言えなくなった時

### ＜残余財産の帰属＞

第26条 組織の解散に際し、残存する金銭財産は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議により、処理方針を決定する。

## 附則

- 1 この会則は、設立会での承認後、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この組織の役員、顧問は以下に掲げる者とする。空席は逐次、委嘱する。

代表 大塚 高雄

顧問 福嶋 司

幹事 空席

品田 穰

会計監事 牛込 薫

- 3 平成 30 年 5 月 1 日 改正
- 4 令和元年（平成 31 年）5 月 1 日 改正

---

### 第 2 条 屋敷林（補追）

ここでの屋敷林は、囲繞性（防風対策等で屋敷を取り囲んでいること）、密着性（日々の生活と長い間相互依存的になっていること）、歴史性（世代を超えて育まれていること）、超高木性（屋敷より一段と樹高が高いこと）、風致性（遠方から視認して自然あるいは人里景観として優れていること）を備えるものとする。